２　令和８年度秋季火災予防運動　期間中の主な行事予定

実施機関名	内　　容
山形市消防本部 TEL： 023-634-1195	消防車両による巡回、ポスターの掲示やホームページ、SNS 媒体の活用並びに、物品販売店舗で広報活動する予定です。 １火災予防の広報 ・消防署、消防団による消防自動車等での広報活動。 ・広報紙（広報やまがた１１月号）に掲載。 ・電子媒体（山形市ホームページ）に掲載 ・消防本部庁舎、消防署と各出張所庁舎、山形市市民防災センター、各消防団ポンプ車庫、各地区公民館、事業所等に防火ポスターの掲示し、火災予防広報及び防火意識の高揚を図る。 ・市有施設等のデジタルサイネージによる防火及び住宅火災警報器設置促進の広報 ・市役所内での庁内放送による来庁者及び職員への火災予防広報。 ・物品販売店での火災予防広報、防火及び住宅用火災警報器設置促進のためのパンフレット配布等。 ・観光地における災害情報提供システムを利用した火災予防広報。 ２一般住宅の防火訪問 各地区の消防団員及び女性防火クラブ員が一般住宅を訪問し、広報資料の配布及び火災予防の推進を図る。 ３ひとり暮らしの高齢者世帯等の防火診断 予防課の防火指導員が単身高齢者宅へ防火訪問し火災予防の啓発を図る。
上山市消防本部 TEL： 023-672-1190	・広報イベント 日時：火災予防運動期間中 場所：市内物品販売店舗 内容：女性防火クラブ員及び消防職員にて防火普及啓発用品の配布、住宅用火災警報器の設置・維持指導及びアンケート調査、消防車両の展示等を実施。 ・ポンプ車による広報巡回は期間中随時行う。 ・市内各事業所に火災予防運動の実施についての書類及びポスター配布 ・市内物販店舗にのぼり旗の掲示 ・火災予防運動実施について市報掲載、ＨＰ、ＬＩＮＥ掲載 ・消防本部庁舎前に「火災予防運動実施中」の横断幕の掲示

実施機関名	内　　容
天童市消防本部 TEL： 023-654-1191	・住宅防火対策の推進 （１）市営住宅における防火広報 日時　　11 月９日（月）時間調整中 場所　　市営日光住宅 内容　　60 歳以上の方が居住する世帯に対し、エアゾール式簡易消火具及び火災予防啓発物品等を配布し、住宅防火について広報。また、エアゾール式簡易消火具を使用した消火体験。 （２）高齢者世帯防火訪問 日時　　11 月 10 日（火）９時から 場所　　市内干布地区（天童市立干布公民館） 内容　　天童市女性防災クラブ、天童市女性消防隊による７５歳以上の方が居住する世帯への防火訪問。 （３）燃焼器具等に関する防火講習 日時　　11 月 10 日（火）13 時から 場所　　天童市立干布公民館 内容　　ＬＰガス協会山形支部天童ブロックによる天童市女性防災クラブに対するガスこんろやＩＨこんろの安全な取扱いについての講習。 （４）防火広報 日時　　11 月 13 日（金）13 時から 場所　　市内 内容　　ＬＰガス協会山形支部天童ブロック事業所による広報車両での火災予防広報。 ・各種広報 （１）物販店におけるレシート上での火災予防啓発 おーばん南天童店及び久野本店においてレシート上での広報。 （２）物販店における店内放送 市内物販店において店内放送での火災予防広報。

実施機関名	内　　容
西村山広域行政 事務組合消防本部 TEL:0237-86-2571	1　署見学に併せて煙体験 実施場所：西村山広域行政事務組合消防本部庁舎前 日時：11 月 10 日（火）10 時 00 分～11 時 00 分 概要：寒河江市立高松小学校３年生 18 名及び引率者 2 名の署見学に併せて、濃煙テントを設営し、煙体験を実施する。 2　街頭指導等 市町の公共施設、商用店舗、訓練指導等において、ティッシュ、チラシ等を配布し、火災予防及び住宅用火災警報器の設置維持管理に関する街頭指導等を実施する。 ・寒河江市　11 月　7 日（土）14：30～15：30　おーばん寒河江西店（事前街頭指導） 11 月 12 日（木）14：00～15：00　ヨークベニマル寒河江店 ・河 北 町　11 月 15 日（日）15：00～16：00　ヨークベニマル河北店 ヤマザワ谷地店 ・大 江 町　11 月　9 日（月）16：00～17：00　JR 左沢駅 11 月 15 日（日）　11：30～13：00　大江町民体育館（町民卓球大会） ・朝 日 町　11 月　8 日（日）11：00～12：00　道の駅あさひまち 11 月 15 日（日）13：00～14：00　道の駅あさひまち ・西 川 町　11 月　9 日（月）10：00～11：30　道の駅にしかわ 11 月 14 日（土）10：00～11：30　道の駅にしかわ 3　防火キャラバン 火災予防運動期間中の２日間、管内１市４町を広報車で防火キャラバンを実施、火災予防及び住宅用火災警報器の設置と維持管理促進の広報を実施する。 ・11 月 10 日（火）午前　寒河江市・大江町 午後　寒河江市・河北町 ・11 月 11 日（水）午前　寒河江市・西川町 午後　寒河江市・朝日町 4　消防車両に火災予防運動のマグネットシートを貼り付け巡回 5　防火対象物、危険物施設へ火災予防運動実施についての文書を発送 6　防火対象物、危険物施設の立入検査（防火ポスター配布） 7　火災予防運動について各市町の広報紙及びＨＰに掲載 8　火災予防運動及び住警器設置促進ののぼり旗等の設置 9　火災予防、住警器設置促進の啓発品（チラシ、ティッシュ）を設置。 設置場所：寒河江市役所、ハートフルセンター、フローラさがえ

機関名	内　　容
村山市消防本部 TEL:0237-55-2514	・消防庁舎車庫前に火災予防運動のぼり旗を設置 ・村山市防災無線により市内全域に広報を行う （火災予防運動期間の前日と最終日に実施） ・消防団員による巡回広報 ・消防車両に「火災予防運動実施中」のマグネットを貼付け、管内の巡回広報 ・市内各事業所等へ防火ポスターの配布と消防訓練の指導 ・市広報誌及び市ホームページ、SNS 等へ関連する内容を掲載 ・防火対象物の立入検査 ・一人暮らし高齢者世帯の火災予防安全点検 ・火災予防広報イベント 日時：11 月 7 日(土)　9 時～12 時頃 場所：ドメーヌ・ウロコヤ（村山市）、うろこや東根店（東根市） 内容：村山産業高等学校、㈱うろこや総本店、北村山地域３市消防本部が共同制作したお菓子の販売
東根市消防本部 TEL:0237-42-0134	・市内の各大型店舗に、火災予防運動の実施についての書類及び店内広報依頼、秋季火災予防運動ポスター及び東根市火災予防ポスターコンクール入賞作品をポスター化したものを配布 ・市役所、地域公民館、市内の各店舗に秋季火災予防運動ポスター及び東根市火災予防ポスターコンクール入賞作品をポスター化したものを配布 ・市内の事業所に火災予防のぼり旗の設置依頼 ・火災予防運動について市報及び HP に掲載 ・市公式 LINE による火災予防広報 ・防災行政無線による火災予防広報 ・消防本部・消防団車両での巡回広報 ・各地区防災訓練でのリーフレット配付 ・村山市消防本部主催、㈱うろこや総本店と村山産業高校のコラボレーション商品（火災予防をテーマにしたお菓子）への協賛。火災予防運動期間中に東根市内のうろこや店舗で販売。

実施機関名	内　　容
尾花沢市消防本部 TEL:0237-22-1131	・住宅用火災警報器設置促進キャンペーン 日時　令和８年１１月１０日（火）　１０：３０～１１：３０ 場所　株式会社おーばん南尾花沢店 内容　店舗前でチラシ等の配布及び呼びかけ 主体　尾花沢市消防本部 ・ひとり暮らし高齢者世帯の防火診断 日時　令和８年１１月１５日（日）　１０：００～１１：００ 場所　市内 内容　住警器確認および火災予防の呼びかけ 主体　尾花沢市消防本部、女性消防団員 ・防火広報 日時　火災予防運動期間中 場所　尾花沢市消防本部管内 内容　火災予防広報 主体　尾花沢市消防本部 ・少年消防クラブによる火災予防学区内広報 日時　令和８年１１月９日、１２日 場所　常盤、玉野小学校学区 内容　消防車両に乗車し、クラブ員が考えた火災予防広報文を使用し広報を実施 主体　尾花沢市少年防火委員会 ・防災行政無線による火災予防広報 １１月９日、１２日、１５日に各午前と午後、広報実施 ・市広報誌での火災予防運動の周知 ・防火対象物、危険物施設等でのポスター掲示

実施機関名	内　　容
最上広域市町村圏事務組合消防本部 TEL:0233-22-7521	・火災予防及び住宅用火災警報器設置促進キャンペーン 日　時：10 月 25 日（日）10 時～13 時（予定） 場　所：県立新庄病院駐車場 内　容：新庄病院健康まつりにあわせて、一日消防署を開催し消防職員により住宅用火災警報器の早期設置を呼びかける。また、消防車両の展示や火災予防啓発品の配布を行い火災予防を啓発する。 ・最上広域交流センター「ゆめりあ」及びＪＲ新庄駅改札口付近及び新庄駅出入口の液晶モニターにて火災予防ＰＲ動画を放映。

実施機関名	内　　容
置賜広域行政事務組合消防本部 TE：0238-23-3107	・共通行事【問合せ先：予防課予防指導係（23-3107)】 （１）置賜広域行政事務組合ホームページへの掲載 （２）構成市町広報誌への掲載 （３）防火ポスターの配布及び掲示依頼（官公庁及び事業所等） （４）火災予防運動のぼり旗、横断幕、懸垂幕及び看板の設置 （５）消防車両による巡回防火広報 （６）構成市町消防団による巡回防火広報 （７）地域ＦＭ放送による防火、住警器についての広報 （８）飲料用自動販売機パネルへの防火広報の掲示 （９）置賜広域行政事務組合消防本部公式インスタグラムアカウントを使用した防火啓発活動 ・米沢消防署 【問合せ先：予防係（23-3108）、米沢消防署北部出張所（36-0032)】 （１）米沢市役所に住宅用火災警報器展示パネルを設置し、住宅用火災警報器の点検・交換の重要性について呼びかけ （２）米沢市役所の庁内放送による来庁者及び職員への防火広報 （３）管内事業所、小中学校及びコミュニティーセンター等へ火災予防運動実施についての文書、防火チラシの配布 （４）婦人防火指導員による街頭広報 （防火チラシ及びティッシュの配布） （５）ケーブルテレビ放送での広告（11ch）により市民へ火災予防及び防火啓発を呼びかけ ・南陽消防署【問合せ先：予防係（43-3500)】 （１）防火対象物への部分査察（特定用途防火対象物の防火管理体制の確認に特化して行う） （２）市内大型商業施設にて女性防火クラブ員による街頭広報 （３）南陽市役所、南陽市民文化会館へ住宅用火災警報器の設置を促す広報ブース設置 （４）市内大型商業施設のレジ付近、トイレへ住宅用火災警報器に関するパネル設置（6 施設） （５）南陽市防災行政無線を使用した火災予防広報 （11/13～11/15　1 日 2 回　7 時及び 17 時） （６）市内小学校に対して防災講話の実施 ・高畠消防署【問合せ先：予防係（52-1505)】 （１）町内公共施設へ防火看板の設置 （２）園児が描く消防車両の絵画展示

	（３）高畠町防災行政無線を使用した防火広報 （４）高畠町公式アカウントからLINEでの広報 （５）町内物品販売店（ホームセンター）へ住警器設置促進物品の設置 （６）町内２施設のトイレに住警器設置、点検に関するポスターの掲示 （７）婦人防火クラブによる街頭広報 ・川西消防署【問合せ先：予防係（42-3700)】 （１）川西町防災行政無線を使用した防火広報 （２）川西町ホームページへ秋季火災予防運動の広報文掲載 （３）川西町LINE公式アカウントを使用した情報発信 （４）物品販売店舗にて街頭広報実施(「住宅用火災警報器展示パネル」、「住宅用火災警報器飛び出す絵本」、「防炎　品展示パネル」及び「防炎物品見本」を展示し、防火チラシ等を配布） （５）物品販売店舗トイレへの住宅用火災警報器設置促進ポスター掲示 （６）川西町役場庁舎に懸垂幕及び住宅用火災警報器パネル展示 （７）消防団員により防火チラシ等を町内全戸に配布

実施機関名	内　　容
西置賜行政組合 消防本部 TEL： 0238-88-1797	・火災予防の懸垂幕・のぼり・看板設置【長井・白鷹・飯豊】 ・防火巡回・広報の実施（車両に火災予防運動のマグネットを掲示し巡回)【長井・白鷹・飯豊・小国】 ・地元企業及び行政機関と連携した活動【長井】 １　自動車学校の教習生送迎バスへ広報用マグネットを掲示 ２　市内巡回バスへ広報用マグネットを掲示 ３　列車内に広報用チラシを掲示 ・各事業所へ防火ポスターの配布【長井・白鷹・飯豊・小国】 ・防火対象物の予防査察を実施【白鷹】 ・役場防災ラジオによる注意喚起の依頼【小国】 ・火災予防運動について町の広報紙に掲載【小国】

実施期間名	内　　容
鶴岡市消防本部 TEL： 0235-22-8332	・住宅用火災警報器設置促進キャンペーン 日時：11 月 9 日（月）から 11 月 15 日（日） 10:00～16:00 のうち、おおむね１時間 場所：管内９会場（商業施設等）調整中 参加：鶴岡市消防団女性消防隊、鶴岡地区女性防火クラブ連絡協議会 ・消防車両による火災予防広報 ・鶴岡市本庁舎待合ロビー設置の行政情報モニターによる火災予防運動実施に関する放映 ・管轄事業所への消防訓練指導 ・高齢者世帯等防火指導 ・防火対象物への立入検査等の実施 ・防災行政無線による防火広報 ・鶴岡市広報誌、公式 LINE 及びホームページに掲載 ・管轄事業所に書類及びポスター配布
酒田地区広域行政組合消防本部 TEL:0234-31-7146	・火災予防広報イベント（防火パレード） 実施地区　酒田市　平田地区　11 月１日　11 時から 松山地区　11 月 15 日　９時から 庄内町　余目地区　11 月８日　14 時から 立川地区　11 月８日　14 時から 遊佐町　11 月８日　９時から 防火パレードは消防署（分署）及び消防団が合同で実施します。 ・　消防本部員による地方ＦＭ局（ハーバーラジオ）を活用した火災予防広報及び住宅用火災警報器設置維持管理広報の実施 放送日　11 月９日から 15 日の間、複数回放送 ・　防災行政無線による防火広報 各地区で任意の時間に、適宜実施する予定。 ・　酒田市ホームページ上での秋季火災予防運動周知 秋季火災予防運動の実施、重点目標等をホームページで公開し、火災予防意識の高揚を図る。 ・　酒田市役所、庄内町役場及び遊佐町役場の電光掲示板で住宅用火災警報器を含めた防災機器広報の放映 ・　火災予防運動期間中、各消防庁舎に立て看板を設置 ・　消防車両に火災予防のマグネットを貼付し、適宜火災予防巡回広報を実施 ・　管轄内各事業所に秋季火災予防運動ポスターの配布及び掲示 ・　管轄消防署で防火対象物等への立入検査実施を強化

	・　大型商業店舗内での消防本部員によるチラシ配布等の防火広報 日時：期間中の平日で１０時３０分から正午まで実施予定 消防本部予防課員で実施する。 ヤクルトレディ広報 期間：11 月 9 日（月）～11 月 15 日（日） 販売バック等に火災予防及び住宅用火災警報器設置維持管理リーフレットを掲示していただき、住民に対する広報活動に協力していただく。